

官報

号外

昭和三十三年七月八日

○第二十九回 参議院會議録第十二号

昭和三十三年七月八日(火曜日)午後二時十八分開議

議事日程 第十三号

昭和三十三年七月八日

午前十時開議

第一 日中貿易協定の実施促進に
関する請願 (委員長報告)

第二 東北開発促進計画に關する
請願 (委員長報告)

第三 東北地方開発事業推進に關
する請願 (委員長報告)

第四 纖維産業不況打開に關する
請願 (委員長報告)

第五 パナ輸入外貨資金人口割
の適正化に關する請願(二件)
(委員長報告)

○議長(松野 龍平君) 諸般の報告は、
謝絶を省略いたします。

昨七日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員	海野 三朗君
同	伊藤 頼道君
同	矢嶋 三義君
同	八木 幸吉君

法務委員

大蔵委員

同

同

文教委員

同

同

同

同

同

同

同

同

藤原 道子君

赤松 常子君

松本治一郎君

木暮武太夫君

前田佳都男君

江田 三郎君

鮎川 義介君

松野 幸一君

秋山 長造君

山本 經勝君

吉田 法晴君

仲原 善一君

横川 正市君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

松野 幸一君

戸叶 武君

八木 幸吉君

前田佳都男君

海野 三朗君

吉田 法晴君

山本 經勝君

木暮武太夫君

赤松 常子君

伊藤 頼道君

藤原 道子君

江田 三郎君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和三十三年七月八日 参議院會議録第十二号

放議員山本經勝君に対し弔詞贈呈の件 常任委員長兼任の件 議事日程追加の件 裁判官訴訟委員の選挙 議事日程追加の件 檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙 議事日程追加の件 運輸審議会委員の任命に關する件 一二四

馬して当選の榮を得られ、昭和三十一年七月、再び當選せられ、終始、社会労働委員として誠実勤勉に國政を審議し、立法に参画せられ、憲政のために挺身貢獻せられたのであります。特に、鉱山保安問題、けい肺等の職業病対策、失業対策など、労働者の福利増進、生活向上のために尽された功績は、まことに顯著なものであります。常に問題の要点をとらえ、たんなるたんなる語調をもつて質疑討論を重ねられ、強き正義感と闊志をうちに就しながら、絶えず温和な笑顏をもつて接せられる同君の風格は、同君を知るすべての人が、立場を越えて敬愛したところであります。

今日、内外多事多端の折、ことに國會開會中、その最終日に當り、まさに登院せられんとして、その宿舎において突如として、同君のごとき遠識俊敏の士を失いましたことは、邦家のためまことに痛惜にたえないところであります。

昨日も、夕刻おそくまで、当面の問題について、同君とともに政府当局と折衝を重ねました私として、感慨に深いものがあります。

ここに、つつしんで同君の御逝去を心からいたむとともに、御冥福を折り、哀悼の辭をささげる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) お諮りいたします。

山本經勝君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は、議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました議員山本經勝君に対する弔詞を朗読いたします。

参議院は議員山本經勝君の長逝に對し、ましてつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。

地方行政委員長小林武治君、法務委員長青山正一君、外務委員長寺本廣作君、農林水産委員長重政庸徳君、通信委員長宮田重文君、予算委員長泉山三六君、決算委員長高野一夫君から、それぞれ常任委員長を辞任いたしたい旨の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、常任委員長選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○田中茂穂君 これらの選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○小酒井義男君 私は、ただいまの田中君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつて議長は、地方行政委員長に田中啓一君を指名いたします。

〔拍手〕

法務委員長に野本品吉君を指名いたします。

〔拍手〕

外務委員長に青柳秀夫君を指名いたします。

〔拍手〕

農林水産委員長に関根久蔵君を指名いたします。

〔拍手〕

通信委員長に三木與吉郎君を指名いたします。

〔拍手〕

予算委員長に井野碩哉君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に小西英雄君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。野本品吉君、三木與吉郎君から、裁判官訴訟委員を辞任いたしたい旨の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、裁判官訴訟委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつて議長は、裁判官訴訟委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつて議長は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○田中茂穂君 本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小酒井義男君 私は、ただいまの田中君の動議に賛成いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、裁判官訴訟委員に井村徳二君、横川信夫君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) 檢察官適格審査会委員井野碩哉君は、常任委員長に選任されたので、国会法第三十一条第二項の規定により、同委員を解かれました。

つきましては、この際、日程に追加して、檢察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○田中茂穂君 本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○小酒井義男君 私は、ただいまの田中君の動議に賛成いたします。

○議長(松野鶴平君) 田中君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、檢察官適格審査会委員に宮田重文君、同予備委員に大川光三君を指名いたします。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、運輸審議会委員の任命に關

する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、運輸省設置法第九条第一項の規定により、青盛忠雄君、青柳一郎君を運輸審議会委員に任命することについて、本院の同意を得たいとの申し出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案可決報告書

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
大蔵委員会請願審査報告書第一号
文教委員会請願審査報告書第一号

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長前田久吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月二十七日

衆議院議長 星島 二郎
参議院議長 松野鶴平殿

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で

定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章 経済基盤強化資金
(資金の設置)
第二条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)
第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入)
第四条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、二百二十億三千万円を限り、資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)
第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)
第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に繰入するものとする。

(資金の使用)

第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合を限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の経理)

第八条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)

第九条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を、翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章 公庫等の基金

(政府の出資)

第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という。)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

一 農林漁業金融公庫 六十五億円

二 中小企業信用保険公庫 六十五億円

三 日本輸出入銀行 五十億円

四 日本貿易振興会 二十億円

五 日本労働協会 十五億円

(基金)

第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金

二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において

て、その損失をうめるための保険準備基金

三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2 農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第十二条 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合に、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、第十条第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額)

二 中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合において、保険準備基金からその取りくずした金額(同条第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額)

三 日本輸出入銀行にあつては、第十条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

四 日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、第十条第四号又は第五号の規定による出資の額に相当する金額

2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第十四条第一項に規定する積立金を含む)に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

(基金の剰余金等の処理)

第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四条 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第一項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

(基金の取りくずしの制限等)

第十五条 公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林漁業金融公庫が第十三条第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき

2 中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二号第五項」を、「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十号第一号の規定により同法第十一号第一項第一号に掲げる非補助小団体等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十五億円と、第三十二号第五項に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

3 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十一号第一項第三号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3 前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第十八条の三中「第四条」の下に「第一項」を加える。

4 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十号第二号の規定により同法第十一号第一項第二号に掲げる保険準備基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円及び附則第八号第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 前項に規定する保険準備基金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

5 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

6 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十号第四号の規定により、同法第十一号第一項第四号に掲げる基金に充てるものとして、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項に規定する基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

7 日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(基金)

第四条 協会の基金は、十五億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十号第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。

2 前項の基金については、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 経済基盤強化資金の管理に関すること。

第六号第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第八号第四号の次に次の一号を加える。

四の二 経済基盤強化資金の管理に関すること。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月二十七日

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長 松野 鶴平殿

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基き、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄したことにより外国為替資金に生じた損失については、当該請求権の額を同議定書の効力発生の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法第七号第一項の基準外国為替相場をいう。)で換算した金額に相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十一年度の一般会計の剰余金のうち、法定財源に充当される額を控除した残額四百三十六億三千万円をもって、経済基盤強化資金を設け、並びに農林漁業金融公庫はか四

法人の特別の基金に充てるため出資することとし、これらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し、所要の規定を定めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、第一に、本年度一般会計より二百二十一億三千万円を出資して、經濟基盤強化資金を設けたいとするものであります。この資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧、または産業投資特別会計への繰り入れに要する経費の財源に充てるため、予算の定めるところに従って使用し得ることとしたてております。なお、資金は使用されるまでは、資金運用部に預託し、預託によって生じた利子は資金に繰り入れすることとなっております。

第二に、本年度一般会計から、農林漁業金融公庫に六十五億円、中小企業信用保険公庫に六十五億円、日本輸出入銀行に五十億円、日本貿易振興会に二十億円、日本労働協会に十五億円を、それぞれ出資いたそうとするものであります。農林漁業金融公庫においては、非補助小団体等土地改良事業助成基金に充てさせることとし、中小企業信用保険公庫においては、同公庫の保険準備基金に充てさせることとし、日本輸出入銀行においては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの

間において、將來、当該機構の出資に振りかえることができる投資の財源に充てるため、東南アジア開発協力基金に充てさせることとし、日本貿易振興会及び日本労働協会においては、それぞれの事業の運営に必要な経費をまかなう財源を得るための基金に充てさせることとしたとすものであるものであります。

そのほか、經濟基盤強化資金及び農林漁業金融公庫等五法人に対する基金の管理、運用、剰余金の処理及び基金の取りくずしの制限等について規定を設けようとするものであります。

本案の審議におきましては、商工委員会と連合審査会を開くほか、参考人の意見を聴取する等、慎重な審議をなしたのであります。その質疑のおもな点を申し上げますれば、本法案は前国会に提出し、審議未了となつたのであるが、その当時の經濟情勢と現在の經濟情勢との間には相当な相違があるのではないかと、また、現在の經濟情勢を不況と見るか、金融正常化と見るかなど、經濟動向の見方について質疑がなされ、さらに、九月に臨時国会を召集し、この經濟基盤強化資金を取りくずし、不況対策のための補正予算を提出するのではないかと等、財政全般にわたる質疑がなされました。また、日中貿易の局面打開及び輸出貿易振興問題、東南アジア開発問題等、現下の重要經濟問題についての質疑がなされたのであります。その詳細は會議録によつ

て御承知願いたいと存じます。次に、外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、去る四月十五日発効いたしました旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基づき、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セント、邦貨に換算いたしまして約六百三十七億円の請求権を放棄いたしましたので、これにより生じた外國為替資金の損失を外國為替資金の金額から減額して整理しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、インドネシアにけ付け債権発生理由とその推移、政府の貿易政策の基本的なあり方等について、質疑応答がなされましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、両案の質疑を終り、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について討論に入り、平林委員より、「本案は、第一に、財政の原則から見て不健全であり、財政法上適當な措置ではない。第二に、本案の性格がきつめてあいまいであり、政府の説明では納得できない。第三に、本案が構想され、提案された当時と、今日とは、經濟事情に大きな変化が見られる」等の理由を付

して反対の意見が述べられ、山本委員より、「本案は、第一に、すでに成立した昭和三十三年度予算とらはらなすもので、国会の意思の統一性を持たすという点、第二に、日本經濟は現在調整過程にあり、經濟は順調に推移しているの、社会党の主張することとき不況対策的な補正予算は、經濟をして、もとのもくあみとなるおそれがある」旨の賛成意見が述べられ、岩間委員より、「本案は、第一に、現下の日本經濟の見通しを誤まつた政府の独断的な法案である。第二に、岸内閣の經濟政策は、アジア・アフリカ諸国から孤立させるものである。第三に、岸内閣の独占資本擁護政策は、國民の犠牲に於いてなされている」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の討論に入り、大矢委員より、「本案は、政府の意図に割り切れないものがあり、インドネシアのけ付け債権は、外為資金の運用にも支障を来たしたと思われる」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に対し、討論の通告がござい

ます。順次、発言を許します。栗山良夫君。
〔栗山良夫君登壇、拍手〕
○栗山良夫君 私は、ただいま議題となりました經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に対し、日本社会党を代表いたしまして、強く反対をいたすものであります。

以下、その理由をあげて、問題点を明確にいたしたいと思います。

まず第一に、この法案は、すでにその必要性を喪失いたしてあるというものであります。この法案に対する構想が、岸内閣の手によって決定せられたのは、昨年のことである。

政府の財政經濟政策の見通しの誤りから、神武景氣に酔いしれておりました間に、急転して、國際収支のバランスが崩壊いたしましたその直後に、いわゆる經濟引き締め政策の一環として取り上げられたことは、諸君の御承知の通りであります。当時から今春の通常国会を経て今日に至るまで、極端な引き締め政策の犠牲に供せられた國民は、國際収支のバランスの回復のために、歯を食いしばりながらも協力を要請されたのであります。しかるに、幸

いにして今日、不況にあえぐ悪条件下にありながらも、國際収支は完全にバランスを回復いたしました。國際収支は、一億五千万ドルの黒字予想が、二億五千万ドルと云い、あるいは三億ドルという伸びを見通し得るに至つたの

であります。ですから、かねての約束の通りに、不況の原因である供給過剰を調整するために、適切な有効需要を喚起すべき時期にきておるのであります。政府も、不況が底をついたことにつきましても、本特別国会において、衆参両院を通じてしばしば明らかにせられたのであります。そのみではございせん。公定歩合の引き下げはすでに断行せられ、また、明三十四年度には七百億円の減税を公約いたしました。有効需要の喚起に踏み切られたのであります。まさに経済情勢の好転についての自信がなければ、かくのごときことを行い、また、公約することは困難であつたであらうでしょう。通常国会以来主張し続けましたところの日本社会党の主張の正しさは、まさに現実がこれを証明しようとしておるのであります。自民党は、さらに一段と野党の主張に耳をかすの態度を示すべきではなからうかと思ふのであります。岸首相は、来たるべき臨時国会には、通常国会との一体的な関係において、万般の施策を整えてこれに臨まんとされておるようでありましたが、政府は、この際冷静に、率直に、また面子にこだわることなく、この事態を正視すべきであります。各方面の良識は、景気回復の措置は順を追うて行へべきものと指摘をいたしておるのであります。すなわち、来たる臨時国会においては、まず、本法案に予定せられておりまする

資金及び基金の取りくずしを行い、一方においては、中小企業、農漁村、勤労者の対策について、それぞれ一般予算をもつて補正すべきことを主張するものであります。

第二に、この法案は看板に偽りがあるといふことを申し述べなければなりません。すでに述べました通り、この法案をかりに必要とした時期が過去にあつたといはしても、今日においては、日本経済の強化のためには、全く有害無用のものであります。ただ、今の一番重要な問題の一つは、不況を克服いたしまして、国民生活の動揺混乱を阻止するために、民生安定の施策を急ぐことでもあります。そのためには、中小企業の不景気を克服しなければなりません。失業の責苦のため一家心中にまで追い詰められております多くの勤労者を救ひ、完全雇用への道を開くことではなければなりません。また、生産費やその所得に対して、何らの保障を与えられていない前時代的な農山漁村の経済的苦悩を取り除かなければならぬのであります。このためこそ経済基盤の強化を必要とし、適切な施策を要求しておるのであります。しかるに、去る六月二十七日の衆議院本会議において、内田常雄君は、自民党を代表して賛成討論に立ち、次のごとく主張されたのであります。すなわち、この法案を否定することは、予算の出資を受けて新たな活動を開始せ

んとする農山漁業金融公庫や中小企業信用保険公庫を通じて、その恩恵を受けることの一日もすみやかならんことを待望しておるところの、全国の零細農家や中小企業の希望をじゅうりんすることになると述べ、自民党席からは、これに拍手をもつてこたえたのであります。しかしわれわれは、このような自民党のごまかし政策には、断じて迷わされるものではありません。

なぜならば、本法案の半ばを占めるところの農山漁業金融公庫を初め、五つの特別法人に予定されております基金、すなわち一般会計より繰り入れられるところの基金は、二百十五億円であります。この二百十五億円で、そのまゝ農漁村や中小企業の血となり肉となるがごとく宣伝に努めているのであります。実は、この二百十五億円は、資金運用部に預託をせられまして、その利息年十億円程度を支出するにすぎないのであります。いわば、一般会計でも容易に支出のできる十億円程度の金、零細な補助金的性格の支出をもつて国民の目をおおひ、恩恵の押し売りをやろうといふことにすぎないのであります。実に手の込んだ大げさな行政措置でありまして、牛刀をもつて鶏を裂くとは、まさにこのことである。すなわち、(拍手)財政法第四十四条について、その違法性が追及されておるのも、このためであります。しかも、四百三十六億円の資金及び基金

は、あけて資金運用部に預託をせられ、その運用は、政府の自由裁量にゆだねられておるのでありますから、結局、鳴りもの入りで中小企業や農山漁村に恩恵の押し売りをいたしながら、間接的に大企業中心の財政融資の財源に回することは、火を見るよりも明らかであります。全金融機関の昭和三十一年度における中小企業向け貸し出しの増減を、昭和三十一年度と比較いたしますと、四六%の大幅な減少であります。にもかかわらず、中小企業以外の貸し出しは、逆に一八%の増加となつておるのであります。いかにうたい文句を巧みにいたしようにとも、もはや生きるか死ぬかの苦闘を続けておる農漁村や中小企業者、失業に悩む勤労者の目をおおひことは不可能であります。真に中小企業者や農漁村の経済的苦悩を理解し、また、勤労者の生活の不安を解消させるための熱意と良識とがあらはれるならば、本法案そのものをたな上げをいたしまして、来たるべき臨時国会において、不況克服を中心とした経済の振興政策を誠実に実行することではなければならぬと思ふのであります。(拍手)まさに本法案は、看板に偽りがあるものであります。うごん紛をもつて胃腸の特効薬と断ずるがごとく本法案は、国民大衆からすれば、まさに経済基盤弱化学案とも言うべきものであります。

第四には、政府の輸出振興政策に多くを期待し得ないといふことであります。政府は、不況を克服し、日本経済の安定成長を期するための唯一の政策として、輸出の振興策をあげておるのであります。これが今国会においても、政府が一貫してとられた態度であります。ところが、現状におきましては、輸出の振興などとは、全くおこがましい次第でありまして、本年度輸出三十一億五千万ドル、輸入三十二億四千万ドル、貿易外収支の黒字一億五千万ドルの見積りに対して、ただいまでは、輸出は二十八億五千万ドル程度、輸入は二十八億程度がやうと見積り得る最大限度だと言われているのであります。当初の予想に反し、貿易の規模は一〇%程度の縮小となるのであります。こういう工合でありますから、政府が文字通り輸出の振興をはからうとするならば、命がけの決意と、そうして努力の約束、実行がなければ、国民の理解と納得を得ることは困難であります。

しかるに、輸出の振興を口にしながら、その行わんとするところは、貿易金融の緩和対策、輸出品の国際的水準への質的向上、過当競争の排除、海外市場調査とか、十年一日のごとく、悪く言うならば、ばかの一つ覚えのごとくに、主として貿易に関する手続問題の範囲を出ないのであります。今日の輸出不振は、もちろん世界的な不況

の原因が、その一因ではあります。が、しかし、その相手国の政治、経済の動きの本筋に触れることを見のがし、その打開についての真剣さを怠っているところに最大の原因があるのであります。(拍手)

たとえば、対米貿易の前途は全く悲観的であります。昨年度の通関実績では、輸出五億九千六百五十万ドル、輸入十六億一千七百九十万ドルとなり、輸出額の三倍に及ぶ輸入超過であります。また、為替収支の面では七億九千万ドルの入超でありまして、日本の国際収支の全体より上回っているのでありまして、片貿易も、実に度を越したはなはだしさであります。政府は、この対米片貿易の是正については、引き続き努力を約束して参りましたが、数年来、いささかも効果を示さないばかりでなく、年々悪化をいたしておるのであります。すなわち、本年四月までは、米國は関税委員会を通じて特定商品の関税の引き上げを行うことによつて、日本商品の輸入の制限を策して参りました。ところが、最近では法的規制を加へまして、日本商品の大幅輸入制限を行わんといたしておるのであります。互惠通商協定法の延長法案の採否の決定は、七月末に迫つておるのであります。域外買付け量を五〇％に制限しようとするところのいわゆるペイン修正案は、すでに六月三十日に大統領の署名を終り、正式に決定を

いたしたのであります。このペイン修正案による最大の被害國は日本でありまして、その被害額は実に一億六千万ドルに及ぶであろうと言われておるのであります。キング案では、冷凍マグロにつき今まで無税でありましたものを、一挙に六セントの引き上げ、カン詰マグロにつきましては、従来一二・五％の関税率を、一挙に三五％に引き上げんとしているのであります。また、ベニヤ板につきましては、マツク案をもちまして、昨年の実績が米國全消費量の六〇％に達しましたものを、一挙に一五％に抑へんとしておるのであります。

日本と米國との關係は、終戦以來、特別な關係にあり、米國から種々の便益を手えられましたことは、われわれも忘れておるわけではございません。しかしながら、われわれが、しばしば國會を通じて最大の重要政治問題として取り上げてきました通りに、ずいぶんきびしい政治的な要求をアメリカからわれわれはのまされてきたのであります。また、ただいま申し上げました対米片貿易の実態を考えますれば、日本もまた米國に対して具体的に相当な貸し越しを持つておるのであります。政府はこの点をよく認識し、首相の言われるごとく、対等の立場で強力なる主張を展開し、互惠平等の鉄則のもとにこれを打開する覚悟と行動がなければなりません。

また、一方、中共貿易が途絶の状態にありますが、このことはまことに遺憾なことであります。政府は、中共側に誤解があるというので、しばらく誤解が解けるまで静観をいたしたいとのことでありまして、御承知の通り、第四次貿易協定が締結されましたことや、鉄鋼協定が成立の寸前まで進みましたが、すなわち、日中貿易が順調な足取りで発展をいたして参つておりましたことは、長年にわたる民間経済団体や日中貿易促進議員連盟の努力の成果でありまして、この努力に水をかけ、これを水泡に帰せしめたのは現政府であり、岸首相その人であります。

中共の主張によれば、日本國民を非難しておるではありません。中共を敵視する岸内閣の言動に対して批判を加えておるのであります。しかも、この動きは、東南アジアの各國に不動の経済力を持つ華僑にまで及び、東南アジアの各地域に對し、全面的に日本商品のボイコット運動を展開せしめようといはしているのではありません。まさにゆゆしき一大事でありまして、岸首相は、中共の言いがごとくに、決して中共を敵視しているのではない、従つて静観によつて誤解は解き得るという説を変えようといはれませんが、これでは問題は前進しないのであります。今こそ首相みずから立つて、積極的に中共政府と話し合い、誤解を解くことに

努力することが日中貿易再開の唯一のかぎであります。(拍手)

フランスのドゴール首相は、イギリスに次ぎ、中共政府承認の動きを始めたと伝えられております。イギリスはコムの制限撤廃にきわめて熱心であります。アメリカにおいてすら、政府部内に中共政策緩和の動きが出ておるとわれわれは聞いておるのであります。このよりの世界的な動きの中で、唯我独尊、超然としておりましたは、日本は世界経済から取り残される危険をひしひしと感ずるのであります。

(拍手)輸出の振興のみが真に日本の不況を打開する道でありたいとしますならば、従来の主張にこだわらるべきではありません。あらゆる角度から検討を加へ、輸出の障害となつておる根源を排除することに全力をあげるべきであると思ふのであります。

第五には、現下の不況は、國民生活に耐え得られないおもしろとなつておるからであります。昨年の過剰投資の設備はよりやく稼働を始めたが、せっかく設備の近代化をなし遂げた多くのプラントが、生産制限のやむなきに立ち至り、総合的な生産性は必然的に低下を免れない窮境にあります。にもかかわらず、過剰生産の悩みは解消しそりにもないのであります。先日ラジオの現地録音ニュースで、東北の一寒村の少女の悲しみを伝えておりま

した。今春、中学を卒業して、やうと某紡績工場に就職が決定した喜びもつかの間、秋まで採用延期の通知を受けて、失望した。家計の苦しさを救うため、遊んでおられないので、一時、いなか町の旅館に住み込み、二千七百円の給料にありついている、その中から二千円の仕送りを実家へ続けながら、秋の就職が再び延期されませんようにと、涙を流して訴えておりました。この声は全国的な統計となつてわれわれにその実情を教えているのであります。たとえば、經濟企画庁の発表する日本經濟指標五月号によりますれば、昨年五月、四十六万人の完全失業者が、本年四月には五十五万と、二〇％も増加いたしております。さらに潜在失業者を加えますれば、おそらく数百万の人々が、希望なき生活を送つておりますことは、疑う余地がありません。この國民生活の苦しみは、さらに多くの統計がその実情を示しておるのであります。たとえば、企業整備は昨年の三ないし四倍でありまして、本年四月は五百八十余の事業所、二万六千余人の人員整理が行われております。また、昨年一カ年の平均値に對しまして、本年四月の実績では、鉱工業指數が九・九減、機械受注残高は実に六〇％減、発電電力は一三・三減、失業保險の受給件数は三九・九増、中小企業金融は四六・九減となつております。いずれの角度より見ましても、実に深刻なる不

況であります。この際は、国際収支のバランスを最低限度に保ちつつ、輸出振興の看板にさらに一枚、有効需要の喚起政策を加えて、景気の振興をはかるべき緊急の事態であります。このことは、与党内部にもその声があり、政府の内部においても、池田国務大臣を中心にその動きありと聞いておるのであります。

経済基盤の強化とは、国民大衆の生活を犠牲として大産業を守ることでは断じてありません。より重要なことは、国民大衆の生活を守ることではないでしょうか。面子にこだわるものではありません。自民党及び政府の率直な反省を求めまして、私の反対討論とする次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 山本米治君。

「山本米治君登壇、拍手」

○山本米治君 ただいま議題となりました経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案に対し、私は自由民主党を代表いたしまして、賛成の意見を申し述べんとするものであります。

御承知のごとく、昭和三十三年年度の一般会計予算は、前々年度の剰余金一千一億円から、法定の控除を行なった残額四百三十六億円を剰余金財源として受け入れております。しかるに、諸般の情勢から、この剰余金を一般の歳

出財源に充てることなく、しかも、今後におけるわが国の経済基盤の強化に資することを目的として、この剰余金相当額のうち二百二十一億円をもつて、一般会計に所屬する資金として、経済基盤強化資金を設けるとともに、残額二百十五億円を農林漁業金融公庫ほか四法人に対し、それぞれその特別の基金に充てるため出資することを予定しております。しこうして、この予算の執行をはかるために、前記資金の設置及び基金への出資並びにこれら資金及び基金の適正な管理、運用に関する所要の法的措置を講ぜんとするものが、この法律案の趣旨であります。

そもそも、わが国経済の基本条件と申しますか、または標の姿は何であるかと申しますと、国土が小さく、資源が少く、しかも人口が多いというところであります。われわれは、かかる不幸な経済条件のもとにおきまして、われわれの生存を維持するばかりでなく、不断に生活の向上、経済の発展を望んでおるのであります。われわれは、食糧を初め、原料の大部分を輸入に仰がなければならぬのでありますが、かかる輸入を可能ならしめる力は、結局において輸出以外にないのであります。すなわち、わが国経済は、特別に貿易依存度の高い経済であり、かつ同時に、国際収支の動向に鋭敏に左右されざるを得ない経済であります。

さて、そこで、今から三年ほど前、輸出の増進に始まったわが国の好況は、一部消費景気にも発展いたしましたが、特に一昨年来、未曾有の投資景気を招き、これがため輸入が激増して、国際収支の危機を招いたのであります。そこで政府は、昨年五月以来、財政経済全般にわたる緊急総合対策を実施して参りましたが、昭和三十三年度の予算編成におきましても、財政が国内経済に過度の刺激を与え、ひいては国際収支に悪影響を及ぼすことを避けるために、いわゆる剰余金財源のたな上げ構想を打ち出したのであります。当初は剰余金の金額を経済基盤強化資金としてたな上げる構想でありましたが、その後、いろいろな事情によりまして、約半額は農林漁業金融公庫ほか四法人の特別基金として出資することになったのであります。

社会党の諸君は、この構想が打ち出された当時と今日とは、事情が著しく変化したと申して、この経済基盤強化資金の設置に反対するとともに、大幅な不況対策の補正予算の即時提出を要求しておるのでありますが、われわれは、昨年度の政府の総合施策がようやく浸透して、今日、日本経済は大体において順調な調整過程にあるものと考えております。従つて、もしこの際、繰り越し剰余金を不用意、無準備に放出するということになりますならば、さきに述べましたような日本経済

の構造から、またまた国際収支面に悪影響を受け、これまでの努力は水泡に帰するおそれがあるものであります。もとよりわれわれは、今日の経済不況に對し、漫然と手をこまねいていようと云うのではありません。この際、補正予算は出さないでも、必要とあれば、財政投融資の繰り上げ実施あるいは金融上の手心等により、有効需要を喚起する方法もあるものであります。しかしながら、アメリカやソ連のような経済と違ひまして、われわれが不況対策を行う場合に絶対に忘れてならない条件は、かかる対策の国際収支に及ぼす影響であります。これは日本経済の宿命的な制約とも申すべきものであります。

言ひまでもなく、経済基盤強化資金は、これを永久にたな上げるか、あるいは増すにするとか、いふものでなく、今後、経済情勢の推移に応じ、国会の承認を経て、いつでも使えるものであります。その使途は、道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧、または産業投資特別会計への繰り入れによる財政投融資などでありまして、この法律案が通りさえすれば、必要に応じて、いつでもこれをいわゆる不況対策的に利用することができるとあります。しかるに、社会党の諸君は、補正予算の即時提出ということを要求して、この法律案に反対するのでありますが、この法律案を

否決いたします結果は、本年度予算中の経済基盤強化資金のための予算歳出が、文字通りに増すことになってしまふのであります。実際問題としては、補正予算を出して不況対策をやれと言われる社会党の主張と矛盾するのであります。なお、この資金は、財政法上の年度独立の原則に反するという意見もありますが、われわれの研究によりますれば、絶対にそういふことはありません。

次に、この法律案の他の半分でありますところの、すなわち農林漁業金融公庫へ六十五億円、中小企業信用保険公庫へ六十五億円、日本輸出銀行へ五十億円、日本貿易振興会へ二十億円、日本労働協会へ十五億円を、それぞれ特別基金として出資する件でありますけれども、これら法人のうち、中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の三つは、前国会におきまして、わざわざその設立に関する法律が制定されたのでありまして、各法人は、現在それぞれの出資の受け入れ態勢を整えております。これら資金の性格及び用途については、一々申し上げませんが、たとえば農林漁業金融公庫にありましては、国の直接または間接の補助の対象とならない農地の改良または造成にかかわる事業に対して、同公庫が行う貸付の利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金であります。中小企

昭和三十三年七月八日 参議院會議録第十二号 日中貿易協定の実施促進に関する請願外四件 議事日程追加の件 日程追加の件 学校教育法第二十八条改正に関する請願外十二件

たばこ小売手数料引上げに関する請願外十件 議事

一三二

業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失を埋めるための保険準備金であります。そして全国の零細農家や中小企業者などは、本法の通過を待ち望んでいるのでありますから、いやくも、日ごろ中小企業の育成とか、農家の振興など口にする者が、本法案に反対するはずはないと思ふのであります。(拍手)

前にも一言いたしましたように、この法律案は、すでに前国会において通過いたしましたところの、昭和三十三年度予算の執行に關係するものであります。もしこの法案が通らないとするならば、国権の最高機關としての国会の意思が前後矛盾することになる。それでは、事實上はもとより、形式上もはなはだまずいのであります。それで社会党の諸君も、これまでのいきさつにこだわらずに、この際、すなおに本法案に賛成せられんことを希望いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。まず、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 次に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第一より第五までの請願を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長田畑金光君

の四件について申し上げますが、以上四件の請願は、委員会において審査の結果、いずれも願意を妥当なものとして採択し、院議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に、バナナ輸入外貨資金人口割の適正化に関する請願二件について申し上げます。この二件の請願は、委員会の審査の結果、右の請願は、いずれも主としてバナナ輸入の外貨資金割当に際し、人口割を加味して一般に廉価なるバナナの供給を可能ならしめるよう措置せられたいとの願意で、特定の団体等以外貨資金を割り当てる措置を除いては、おおむね妥協と認めるので、今後、内閣において検討の上、実現に努められたいとの意見書を付して、いずれも採択し、院議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。日程第五の請願については、意見書案が付されております。

日程第一より第五までの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、大蔵委員長報告にかかるとたばこ小売手数料引上げに関する請願外十件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長前田久吉君

たばこ小売手数料引上げに関する請願(七件)

外十件は、いずれも妥協と考えられます。よつて議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、文教委員長報告にかかると学校教育法第二十八条改正に関する請願外十二件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長長竹中勝男君。

学校教育法第二十八条改正に関する請願

学校教育法第二百三条改正に関する請願
私立学校建築物の再建等に関する請願
公立学校設置のための土地購入費等
国庫補助確立等に関する請願

公立小学校屋内運動場整備費国庫負担等に関する請願
女子教育職員の前、産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の完全実施に関する請願(八件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔竹中勝男君登壇、拍手〕

○竹中勝男君 ただいま議題となりました文教関係の請願、学校教育法第二十八條改正に関する請願外十二件は、文教委員会における審議の結果、いずれもその願意おおむね妥当と認め、これを院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言なければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって、これらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告とさせていただきます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の案件について継続審査の要求書を提出した。

文教委員会

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(参第一号)

社会労働委員会

一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(衆第一一〇号)(予備審査)
一、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(衆第一二二号)(予備審査)

一、国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆第一三三)(予備審査)

一、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(衆第一五〇)(予備審査)

決算委員会

一、昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算
一、昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算
一、昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書
一、昭和三十一年度政府関係機関決算書
一、昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書を提出した。

内閣委員会

一、国家行政組織に関する調査
一、国の防衛に関する調査
一、国家公務員制度及び恩給に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査
一、地方行政の改革に関する調査
一、警察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査
一、租税及び金融等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査
一、教育、文化及び学術に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査
一、労働情勢に関する調査
一、社会保障制度に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
一、農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

農林水産委員会

農林水産委員会

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
一、予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

予算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、常任委員長辞任の件
一、常任委員長の選挙
一、裁判官訴訟委員辞任の件
一、裁判官訴訟委員の選挙
一、検察官適格審査委員会及び同予備委員の選挙
一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
一、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、日程第一乃至第五の請願
一、たばこ小売手数料引上げに関する請願外十件の請願
一、学校教育法第二十八條改正に関する請願外十二件の請願
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員 中山 福蔵君 豊田 雅孝君
常岡 一郎君 松野 孝一君
杉山 昌作君 島村 軍次君
竹下 豊次君 中野 文門君
佐藤 尚武君 松平 勇雄君
武藤 常介君 上林 忠次君
加藤 正人君 最上 英子君
迫水 久常君 松岡 平市君
田中 啓一君 梶原 茂嘉君

議員 中山 福蔵君 豊田 雅孝君

議員 常岡 一郎君 松野 孝一君

議員 杉山 昌作君 島村 軍次君

議員 竹下 豊次君 中野 文門君

議員 佐藤 尚武君 松平 勇雄君

議員 武藤 常介君 上林 忠次君

議員 加藤 正人君 最上 英子君

議員 迫水 久常君 松岡 平市君

議員 田中 啓一君 梶原 茂嘉君

議員 中山 福蔵君 豊田 雅孝君

議員 常岡 一郎君 松野 孝一君

議員 杉山 昌作君 島村 軍次君

議員 竹下 豊次君 中野 文門君

議員 佐藤 尚武君 松平 勇雄君

議員 武藤 常介君 上林 忠次君

議員 加藤 正人君 最上 英子君

議員 迫水 久常君 松岡 平市君

議員 田中 啓一君 梶原 茂嘉君

議員 中山 福蔵君 豊田 雅孝君

議員 常岡 一郎君 松野 孝一君

議員 杉山 昌作君 島村 軍次君

議員 竹下 豊次君 中野 文門君

議員 佐藤 尚武君 松平 勇雄君

議員 武藤 常介君 上林 忠次君

議員 加藤 正人君 最上 英子君

議員 迫水 久常君 松岡 平市君

議員 田中 啓一君 梶原 茂嘉君

議員 中山 福蔵君 豊田 雅孝君

議員 常岡 一郎君 松野 孝一君

議員 杉山 昌作君 島村 軍次君

昭和三十三年七月八日 参議院會議録第十二号

奥 むめお君	西山甚五郎君	松村 秀逸君	木島 虎藏君
青山 正一君	藤野 繁雄君	佐藤清一郎君	柴田 栄君
堀 末治君	宮城タマヨ君	大沢 雄一君	宮澤 喜一君
前田 久吉君	早川 慎一君	平島 敏夫君	後藤 義隆君
野田 俊作君	谷口弥三郎君	重政 庸徳君	西岡 ハル君
新谷寅三郎君	木内 四郎君	横山 フク君	土田国太郎君
紅露 みつ君	森田 義衛君	伊能 芳雄君	宮田 重文君
加賀山之雄君	後藤 文夫君	高野 一夫君	高橋進太郎君
田村 文吉君	村上 義一君	古池 信三君	岡崎 眞一君
一松 定吉君	本多 市郎君	寺本 廣作君	小幡 治和君
鶴見 祐輔君	笹森 順造君	関根 久蔵君	野本 品吉君
江藤 智君	仲原 善一君	秋山俊一郎君	上原 正吉君
成田 一郎君	西田 信一君	石原幹市郎君	左藤 義詮君
堀本 宜實君	鈴木 万平君	鹿島守之助君	井野 碩哉君
稲浦 鹿蔵君	吉江 勝保君	杉原 荒太君	下條 康麿君
堀見 俊二君	前田佳都男君	吉野 信次君	那 祐一君
三木與吉郎君	青柳 秀夫君	津島 壽一君	堀木 鎌三君
雨森 常夫君	小西 英雄君	木村篤太郎君	泉山 三六君
館 哲二君	井村 徳二君	佐野 廣君	勝俣 稔君
山本 米治君	柳原 亨君	森中 守義君	北村 暢君
鋤木 亨弘君	大谷 賛雄君	鈴木 強君	藤田藤太郎君
田中 茂穂君	大谷 肇潤君	相澤 重明君	松永 忠二君
苔米地英俊君	近藤 鶴代君	占部 秀男君	森 元治郎君
小柳 牧衛君	井上 清一君	木下 友敬君	平林 剛君
小林 武治君	斎藤 昇君	岡 三郎君	久保 等君
小山邦太郎君	木暮武太夫君	亀田 得治君	湯山 勇君
石坂 豊一君	廣瀬 久忠君	安部キミ子君	近藤 信一君
西郷吉之助君	植竹 春彦君	東 隆君	竹中 勝男君
草葉 隆圓君	安井 謙君	松澤 兼人君	成瀬 橋治君
大野木秀次郎君	川村 松助君	小林 孝平君	島 清君
黒川 武雄君	小林 英三君	加藤シヅエ君	赤松 常子君
野村吉三郎君	苔米地義三君	野溝 勝君	松本治一郎君
寺尾 豊君	増原 恵吉君	三木 治朗君	千葉 信君

戸叶 武君	荒木正三郎君
八木 幸吉君	岩間 正男君
長谷部ひろ君	竹中 恒夫君
大竹平八郎君	安部 清美君
大河原一次君	北條 篤八君
千田 正君	光村 基助君
秋山 長造君	加瀬 完君
坂本 昭君	大矢 正君
松澤 靖介君	田畑 金光君
中村 正雄君	矢嶋 三義君
相馬 助治君	横川 正市君
小酒井義男君	河合 義一君
松浦 清一君	高田なほ子君
重盛 壽治君	永岡 光治君
羽生 三七君	佐多 忠隆君
曾祢 益君	栗山 良夫君
棚橋 小虎君	山田 節男君
内閣総理大臣	岸 信介君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
農林大臣	三浦 一雄君
通商産業大臣	高崎達之助君
運輸大臣	永野 護君
労働大臣	倉石 忠雄君
国務大臣	三木 武夫君
政府委員	
内閣官房長官	赤城 宗徳君
外務政務次官	竹内 俊吉君
文部政務次官	高見 三郎君

参議院會議録第九号中正誤

△ 段 行	誤	正
△ 四 九	一%	一〇%
△ 三	時間は(一)	時間は二人
△ 五 九	そり	その
△ 四 一	時間も	時間を
△ 一 九	解次	解決
△ 五 四	ものに	もとに

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)
発行所
東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五等